

## 【組合員資格取得届書兼年金加入期間等報告書 記入概要・記入上の注意】

### 記入概要

- 1 新たに地方職員共済組合大阪府支部の組合員となられた方は、採用日から地方職員共済組合に加入することになりますので、それまでの間に加入していた「年金制度」について、記入例を参考に記載してください。
  
- 2 「基礎年金番号」欄について
  - ・年金手帳又は基礎年金番号通知書の番号を記入してください。
  - ・基礎年金番号が分からない方は年金事務所で確認してください。  
(年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失された方は、年金事務所で再交付の申請をしてください。)
  - ・基礎年金番号が複数ある方は、年金事務所で番号の統合を行ったうえで、統合後の番号を記入してください。
  
- 3 「住所」欄について
  - ・採用日現在の住所を記入してください。
  - ・確定していない場合は空欄のまま提出してください。

### 記入上の注意

- 1 「年金加入期間」欄には、共済組合の組合員となるまでの年金制度の加入期間等について、履歴順に次により記入してください。

なお、ねんきんネットの年金記録画面のコピーや年金加入期間等確認通知書等のコピーを添付していただくことで、年金加入期間欄を省略することができます。その際は、余白に「別添参照」と記入の上ご提出ください。

  - (1) 「年金制度」欄は該当する年金制度を選択してください。  
未納付期間、未加入期間については「その他」を選択するとともに、「未納付」または「未加入」(海外在住等の事由)を「備考」欄に記入してください。
  - (2) 国民年金の第1号被保険者期間(下記<参考>ア)がある場合は、「勤務先等」欄に、例えば、「学生」、「フリーター」、「自営業」、「パート」、「無職」等と記入してください。
  - (3) 国民年金の第3号被保険者期間(下記<参考>ウ)がある場合は、「勤務先等」欄に「被扶養配偶者」と記入してください。
  - (4) 旧農林漁業団体職員共済組合法、旧公共企業体職員等共済組合法等の旧法の適用を受けていた期間については「その他」を選択するとともに、これらの法令の名称を「備考」欄に記入してください。
  - (5) 学生納付特例制度\*を申請されていた方は、「備考」欄に「学生納付特例」と記入してください。
  - (6) 学生納付特例のうち国民年金未納期間がある場合は、(1)のとおり未納付期間を記入してください。

※ 学生納付特例制度

学生の期間について、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度です。

この制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間（25年）に含まれますが、額の計算の対象期間（満額40年）には含まれません。

満額の老齢基礎年金を受け取るためには、10年間のうちに保険料を納付する必要があります。

- 2 出向等により退職することなく他の地方公共団体等の職員となった場合には、その出向等の日をそれぞれ前の勤務先の「退職年月日」欄及び後の勤務先の「就職年月日」欄に記入するとともに、共済組合の名称を「備考」欄に記入してください。

<参考>国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています（国民年金法第7条第1項）。

ア 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次のイ及びウに該当しない方が該当します。

イ 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者、公務員の共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者が該当します。

ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人が該当します。

「年金制度」の厚生年金の被保険者の種別（イ～オ）は以下のとおり

イ 厚生年金・・・ウ～オ以外の厚生年金保険の被保険者

ウ 国共済・・・各省庁国家公務員共済組合等の組合員である厚生年金保険の被保険者

エ 地共済・・・地方職員共済組合、公立学校職員共済組合、市町村職員共済組合、警察職員共済組合、大阪市職員共済等各指定都市共済組合、東京都職員共済組合等の組合員である厚生年金保険の被保険者

オ 私学共済・・・私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者



